



国自整第164号の2
平成23年3月31日

全国自動車教育研究会会長 殿

国土交通省自動車交通局
技術安全部整備課長



平成23年東北地方太平洋沖地震の発生に伴う養成施設に係る弾力的な取扱いについて

養成施設における養成については、「自動車整備士養成施設の指定等の基準について（依命通達）（平成8年9月4日付け自整第157号）」（以下「指定基準」という。）及び「自動車整備士養成施設の指定等の基準の取扱いについて（平成8年9月4日付け自整第158号）」（以下「基準の取扱い」という。）により取扱っているところですが、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴い、現在開講中又は平成23年度に開講予定の養成課程等の取扱いについて、別添のとおり、各地方運輸局技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通知したのでお知らせします。

貴会におかれましては、傘下会員に対し周知方お願いします。

別 添

国自整第164号
平成23年3月31日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車交通局技術安全部整備課長

平成23年東北地方太平洋沖地震の発生に伴う養成施設に係る弾力的な取扱いについて

養成施設における養成については、「自動車整備士養成施設の指定等の基準について（依命通達）（平成8年9月4日付け自整第157号）」（以下「指定基準」という。）及び「自動車整備士養成施設の指定等の基準の取扱いについて（平成8年9月4日付け自整第158号）」（以下「基準の取扱い」という。）により取扱っているところであるが、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴い、現在開講中又は平成23年度に開講予定の養成課程等について、下記のとおり、弾力的に取扱うものとする。

については、管内の養成施設に周知するとともに適切に指導し、結果について適宜報告されたい。

記

1. 被災した地域等の養成施設の入学式が遅れる等により、平成23年度に開講予定の養成課程の修業年限が短くなる場合があるが、修業年限については、指定基準の取扱いにかかわらず、それぞれの養成課程の教育時間数を満たしていればよいものとして取扱うこと。
2. 震災の影響等により平成22年度第2回自動車整備技能登録試験学科試験を受験できなかった者であって、平成23年度に開講予定の一般自動車整備士の養成課程における養成を受けようとする者の取扱いについては、基準の取扱い1.(1)の規定にかかわらず、今後予定されている平成22年度第2回自動車整備技能登録試験学科試験の追試験の合格日において、自動車整備士技能検定規則第5条第2項に規定する全部免除者となる要件を満たす場合は、養成の開始時点において養成を受けようとする者の資格を満たす者として取扱うこと。
なお、この場合、養成施設が養成を受けようとする者に対し、追試験で不合格になった場合について十分説明する等、養成を受けようとする者に不利益が生じないよう、適切に指導すること。
3. 被災した地域の養成施設への入学を予定している者や在学生等の中には、他の地域の養成施設への入学先の変更や転学を希望する者があることも予想されることから、これらの者の入学・転入学についても、弾力的に取扱うこと。